

紀州本藩領の年貢徴租法と動向

（奥熊野地域を事例に）

藤谷 彰

はじめに

本稿は、紀州藩本藩領の牟婁郡熊野地域における藩政策としての年貢徴租法（以下、徴租法とする）をとらえ、村請制下にある村落への年貢割付・納入状況、さらには村人の負担を、藩・村・村人の三者の関係性を視野に入れながら検証することで、紀州藩の地域支配の様相を実証的に解明することを目的とする。

近世の藩財政・家中財政等を支えるものに百姓から徴収する年貢・諸役がある。^①年貢収入の如何が藩財政や家臣団への俸禄給付に直接影響するため、年貢制度を確立し、効率よく運用することは各藩ともに重要課題であった。そこで、各藩では徴租法改定、引高見直し、諸役付加税の追加、納入方法改定、検地、新田開発などの年貢増徴政策を展開するが、時代が下るに従い、総じて幕藩体制の弛緩、貨幣経済の浸透など社会情勢の変容に伴い年貢高は減少傾向となり、必ずしも藩が意図するような方向とはならなかった。

ところで、年貢・諸役に関する研究は、幕領や藩領での徴租法研究を中心に多くの蓄積がなされている。幕領では、石盛に照応した畝引検見取法から、それに照応しない有毛検見取法への二段階の徴租法が存在したことの提示、^②百姓成立の観点からの徴租法の分析、^③あるいは定免制が

土免制の一形態であること、近世の搾取方式は大別して検見制と土免制の二種が存在することなどが明らかにされている。^④

また、藩領での徴租法の研究としては、萩藩・岡山藩の事例があり、萩藩の徴租法は検見取法から春定法へと変化し、幕末期まで継続していたことや、岡山藩では立藩当初から土免（春免）法を基本としていたが、寛文期以降は根取免（永定免・破免事項欠如）を採用したことが明らかにされ、検見取法から定免法への徴租法変更とは異なる形態であることが提示された。^⑤このほか、西国（九州）地域を事例にした研究、^⑥広島藩の徴租法の研究、^⑦北遠地域幕領の永高制による徴租法の研究^⑧もある。さらには、これら徴租法研究のほか石代納・廻米などの年貢制度を検証した研究、^⑨年貢の納入形態に注目した研究^⑩も見られる。

近年では、年貢割付状から災害を検証する共同研究も見られ、従来の年貢研究に留まらず天候や防災と関連付けるといった新たな観点からの分析検証が行われている。^⑪

年貢研究は、年貢制度の根幹ともいえるべき徴租法を検証したものが多く、幕領・藩領ともに徴租法が区々であったことが導き出されている。徴租法が区々であるからこそ、紀州藩の徴租法や年貢納入状況も含めて紀州藩の政策論として実証的な研究の蓄積が必要であると思われる。

本稿では、紀州藩を対象に検証を進めるが、紀州藩の場合、和歌山県

筆者は、論文構築にあたり、生産高論を前提にして論を組み立てているためここでの理論が誤っていることとなる。そのためにさらなる検討の必要性があり、史料の内容をどのように解釈するのかが争点となるが、ここでは、事例を紹介するに留めたい。

ただ、尾川村の免割帳分析でも、数値上では延宝二年の事例のように年貢徴収の基盤となる田方高率がほぼ全員一〇〇%以上であることに、どのように生計を立てていたのかなど疑問も残る一方、寛文五年の事例では、手元になにがしかの米が残るようなこととなっている。この時期の災害等による不作で米収穫事態が少なくなった可能性も捨てきれず、この点についてはさらに検証を進めることとし、現時点で木下氏や池上氏が用いたような史料も見つかっておらず、本稿では従来の説に従って検証を行う。

(60) 尾川区有文書「延宝二年寅之年扣留帳」。

(61) 同右「延宝三年卯年扣留帳」。

(62) 同右。

(63) 百姓成立を念頭に年貢減免していく中で、各村落にとって最適な租率・年貢高に収斂していった可能性があり、さらに言えば、定免法導入にあたり調査した租率・年貢高が後年の租率や年貢高基準となったのではないかと考えるが、この点についてはさらに検証を進めていきたい。

【付記】

資料所蔵者である熊野市教育委員会や曾根浦区、複製物所蔵機関である三重県歴史公文書班には、資料利用や掲載にあたりさまざまな便宜を図っていただいた。ここに記して感謝いたしたい。

(元三重県環境生活部文化振興課歴史公文書班職員 藤谷彰)

(52) 尾川区有文書「延宝二年尾川村寅之年扣留帳」。

(53) 同右「寛文十三（延宝元）年丑ノ免定」。

(54) 註（52）。

(55) 延宝二年の災害については、三月二十七日夜大水、七月二十六日頃の日照り後、二十七日晩大水、八月十日大水、同月十七日大水があった（註（52））。また、十月五日条には「当年も世間損毛ニ付、来春も飢饉ニて可有之様ニ風聞有之候間、百姓之食物兼而合用意いたし」とあり、水害の多い年で飢饉を警戒して食料準備をしていたようである。ただ、その年の割付状では年貢減免は行われていない。

(56) 尾川区有文書「寛文五年巳年免ならし帳」。

(57) 尾川区有文書「延宝元年丑ノ歳郷免割帳」。

(58) この数値には、長井村入作百姓・村中が含まれる。

(59) 安良城盛昭氏は、豊臣政權誕生以降、寛文・延宝期までを幕藩体制社会第一段階と捉え、封建領主は百姓より全剰余労働を年貢・諸役として搾取することを意図し、それが貫徹されていた時期であるとし、元禄・享保期以降は寄生地主・小作関係発生の起点となり、封建領主は年貢・諸役を搾取でなくなったとした。そして、第一段階には大名領主の恣意により年貢額決定されること、その徴収法が検見取であること、近世中期以降の定免制は封建領主と農民間の契約として存在することを指摘した。また「石高制に基づく米納年貢制」の特質を、耕地は田畑とも一様に米を生産するものとして石高で表されて、水田は封建地代の給付の場で、畑地が農民再生産の場であるというところに本質があるとした（『増補幕藩体制社会の成立と構造』御茶の水書房、一九六四年）。

また佐々木潤之介氏は、全剰余労働の搾取形態から第一段階を慶長〜寛永期、第二段階を慶安・寛文・延宝期、第三段階を元禄〜享保期、

第四段階を元文〜天明期とした。第一段階に該当する十七世紀の年貢の機能を河内国の幕領を事例にして検証を行った。そこでは元和初年〜寛永中期は、畿内が幕藩制的分業の中に位置づけられる過程で、領主の年貢需要の激しい変動があった時期とし、寛永中期〜慶安期は農政生産が安定化し、領主の年貢搾取の安定期であったことなどを明らかにした（『幕藩権力の基礎構造』御茶の水書房、一九六四年）。

この主張に従えば、本稿で対象とする時期は寛文・延宝期であり、農業生産が安定していたため、百姓より全剰余労働を年貢・諸役として搾取することが貫徹されていた時期である。また水田は封建地代の給付の場、畑地が農民再生産の場ともあり、ここで検証した尾川村の事例も該当する可能性がある。

一方で、近年木下光生氏は近世農村の家計記録をもとに貧困問題について分析している。その中で所持石高（持高）の有無や多寡で「貧農」を規定する方法や貧農・農村荒廃研究で、「免定」の免率（公定年貢率）や高免撤廃嘆願史料から百姓が重税にあえいでいたこと、公定年貢率が実質税率であったのか等について疑問を呈している。こうしたことから「免定や検地帳といった公文書に登録・表記された村高・持高や年貢率は、実際の生産量や税率を計るうえで、まったくあてにならず、ゆえに、そこから幕藩権力による「重税」の賦課や「収奪」を主張することも、実証方法として完全に破綻した」としている。その上で、村高を算出するための斗代（石盛）が、実際の生産力に近い値であろうことが暗黙の前提となっていることや、太閤検地で確定された村高が生産高に近似しているとの評価について、池上裕子氏が提示した「斗代Ⅱ年貢高で、年貢賦課基準高」に基づいて従来の重税論を批判している（木下光生「村の「貧困」「貧農」と近世日本史研究」『貧困と自己責任の近世日本史』（人文書院、二〇一七年））。

口六郡では各組に一人配置されていた（『和歌山県史 近世』）。

(38) 註(24)。

(39) 尾川村では、延宝二年に二石三斗九升二合が「寅之改出し」と新田として高入された（「延宝二年寅之免定」）。その後貞享四年にさらに高入され、三石二斗四升（田方一石七斗四升四合、畑方八斗四升八合）となった（「貞享四年免定」）。元禄六年には新田が三石四斗八升（田方二石三斗五升二合（二斗四升が定二つ取、二石一斗一升二合が三つ一分五厘七毛）、畑方八斗四升八合）となった（「元禄六年酉之免定」）。さらに元禄九年になり、新田が五石五斗四升四合となった。そのうち田方は二石三斗三升六合が定二つ取、一石八斗二升四合が七つ一厘一毛、五斗三升六合が定一つ五分の三種類（「元禄九年子免定」）となり、二種類の田地は既に定免となっていることから、準備段階では定免となっていない石高一石八斗二升四合の田地が毛見調査対象地となった。

(40) 大石慎三郎氏は、享保期に導入された幕領の定免法を分析し、定免法の実施目的を定免法の利点を生かすだけでなく、恩恵的に年貢免率を引き上げていき、相応の取箇にするところにあったとして、定免法の導入には年貢増徴の意図があったことを主張した（同「享保改革における年貢増強政策について」（『享保改革の経済政策』御茶の水書房、一九六一年）。紀州藩の場合、増免の理由として郡奉行からの通達にあるように、凶作年の毛見費用を含めているためとしている。

(41) 粉所区有文書「享保十七年粉所村子減米書付」。尾川村でもこの年六石六斗二升の年貢減免があった（註(13) 前掲書）。

(42) 註(13) 前掲書。

(43) 同年の年貢割付状がないために、同年に近い割付状で確認する。「元文元年粉所村免定」では田方取米は三九石三斗六升八合であり、「享

保十一年粉所村免定」では田方取米は三九石五斗五升七合となっている。また「宝永二年免定」での田方取米も、三九石七斗四升二合であり、田方取米は四〇石弱としても問題ない。したがって、ここでは田方取米を四〇石として算出する。

(44) 曾根浦区有文書「正徳元年卯免定」。

(45) 粉所区有文書の年貢皆済目録で検討する。

(46) 粉所区有文書「寛文七十年辰年粉所村御年貢米皆済状之事」。

(47) 『熊野市史』上巻では奥熊野代官所役人とあるだけで、その職制までは記されていないが、註(30)で割付状発給者が郡奉行であったことから推測した。

(48) 年貢納入が遅延する事例は県内にあった幕領村落で確認され、遅延事例が紀州藩に限られるものではない。伊奈氏支配の幕領であった武蔵国秩父郡太田部村での兄玉典久氏での事例（同「近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢收取」（『埼玉県立文書館紀要』第5号、一九九一年）や三河国山間部の年貢割付状・年貢皆済目録・年貢小請取といった年貢文書の史料学的な検討を試みた山本英二氏の研究にも見られる（同「幕藩前期三河国における年貢收取の史料学的考察」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第4号、二〇〇八年）。

(49) 粉所区有文書「寛文十二年書上申戌年迄御未進銀之事」。

(50) 註(24)によれば、当時粉所村には二三軒の家数があった。約四半世紀の差があるが、家数が大きくは変化しないものと考え、この数値を参考にした。

(51) 粉所区有文書「延宝二年亥年粉所村御年貢米皆済状之事」、「延宝二年子年粉所村御年貢米皆済状之事」。ただし、寛文十二年までの未進銀の累積記録であり、何年間の蓄積なのか、その後どのようにして皆済したのかは不明である。

たもので、高一〇〇石につき一石三斗であった。

(24) 尾川区有文書「元禄十年入鹿組本新田畑御毛見指出帳ひかへ」。

(25) 紀州藩の徴租法については、廣本満氏が免定・免割・宝永新田畑検地・定免制について精力的な研究をしており、特に免定・定免制については、本稿でも取り上げており、多くの示唆を受けた(註(12) 廣本前掲書)。

(26) 尾川区有文書には、正保二(一六四五)年から慶応三(一八六七)年までの年貢割付状が、一部欠損年があるものの一五五通残されている。

(27) 尾川区有文書「正保二年尾川村西ノ年免定之事」。

(28) 同右「元禄十年尾川村免定之事」。この年から定免法が導入され、以降検見取法と定免法が実施されている。定免法採用以後は、年季切り替え年に年貢割付状が発給されていた。

(29) 粉所区有文書「寛文六年午免定」。なお、粉所村は尾川村の近村で、その文書は現在に熊野市教育委員会に保管されている。

(30) 延宝期の割付状の発給者である神前半九郎・川嶋助九郎は奥熊野郡奉行(八〇石クラス)であった(「和歌山分限帳 全(延宝五・六頃)」『和歌山県史 近世史料一』一九七七年)。

(31) 租率の算出は、村高に対する比率(村高率とする)、村高から引高(年貢控除高)を差し引いた残高である毛付高に対する比率(毛付高比率とする)、本途物成納入の収穫物を耕作する田地の石高(田方石高とする)に対する比率(田方高率とする)などが考えられるが、このうち毛付高率は耕作不能地に相当する土地の石高を控除しているため、遜色の可能性もあるが、村高率よりは実態に近いものと考え、この率の動向を分析する。

(32) 廣本満氏は、紀州藩の徴租法の研究の中で、定免制についてもふれ、

定免施行年については、和歌山県域、尾鷲、松坂地域村落の事例を検討して、元禄十年の近年で特定年に一斉に実施されたものではなく、紀州藩の徴租法は定免制が導入されたが、主体は毛見法であったとの結論を導いている(「紀州藩の徴租法」(註(12) 廣本前掲書)。また、『和歌山県史 近世』によれば、紀州藩での定免制の導入は元禄期で、元禄期中ごろより正徳期に盛んに奨励したとあり、最も早い事例は、元禄元(一六八八)年であった。ただ、この仕法は藩領すべての村に強制したものではなく、定免制を願い出た村にのみを実施したという。

以上のように、定免法は施行年代は異なるが、一斉実施されていないことが共通している。

(33) 註(28)。

(34) 宛所の頭百姓の表記は、正保二年、三年に見られるが、正保四年には「尾川村庄や百姓中」となり、慶安元年には「尾川村庄屋惣百姓中」となる。

(35) 曾根浦区有文書「元禄十年免定」。牟婁郡にあった山村・長尾村でも定免法が元禄十年から導入されている(大家家文書「貞享二丑年元禄十五年午迄御免定写」)。ただ、紀州藩の定免法採用を元禄十年としたが、地域や村落により一斉に導入されたものではないと考えられる(註(32))。これについては、廣本前掲書や近世中期から津藩や亀山藩で採用された請免法が村落により採用時期が異なることも参考となる。

(36) 曾根浦区有文書「元禄九年奉行衆出書付扣」。また、通達には「山中筋其外少高之村々者毛見入用多懸り候而定免いたし可然候」ともあり、毛見費用が多くかかることを理由に定免導入を藩が進めていることもわかる。

(37) 杖突とは、大庄屋のもとに置かれ、大庄屋事務や記録を担当し、

history』第10号三重歴史文化研究会、一九九九年）、同「近世前期における桑名藩農政と年貢」（『地方史研究』二八七号、二〇〇〇年）、同「近世中・後期の桑名藩年貢政策」（『地方史研究』第三一二号、二〇〇四年、これら桑名藩年貢関係論考は、のち拙著『桑名藩家臣団と藩領社会』清文堂出版、二〇二一年に所収）に収載したので参照していただきたい。

（16）筆者は以前に桑名藩領員弁郡小原一色村を事例に、個別村落の年貢諸役負担についての論考を発表した（拙稿「桑名藩領村落社会と年貢村請制」（『桑名藩家臣団と藩領社会』清文堂出版、二〇二一年））。

（17）紀州藩領国支配や農政全般に関する先行研究は、和歌山県側で盛んである。平山行三『紀州藩農村法の研究』（吉川弘文館、一九七二年）、野村弘子『紀州藩の支配形態』（安藤精一編『近世和歌山の構造』（名著出版、一九七三年）、伊東多三郎「近世封建制度成立過程の一形態——紀州藩の場合——」（同『近世史の研究』四 吉川弘文館、一九八四年）、安藤精一先生記念論文集出版会編『和歌山地方史の研究』（宇治書店、一九八七年）、廣本満『紀州藩農政史の研究』（宇治書店、一九九二年）、上村雅洋『近世日本海運史の研究』（吉川弘文館、一九九四年）、笠原正夫『紀州藩の政治と社会』（清文堂出版、二〇〇二年）、同『近世熊野の民衆と地域社会』（清文堂出版、二〇一五年）、小山譽城『徳川御三家付家老の研究』（清文堂出版、二〇〇六年）、同『徳川将軍家と紀伊徳川家』（清文堂出版、二〇一一年）、藤本清二郎『城下町世界の生活史』（清文堂出版、二〇一四年）などがある。

（18）藤本清二郎「紀州藩の正保三年『家中ならし』について」（『紀州経済史文化史研究所研究紀要』7号、一九八七年）。藩士知行地には、今高という擬制石高が採用され、知行地であったところが蔵入地となったとしても、今高はそのまま継続する。

（19）註（13）の『尾鷲市史』上巻では奥熊野代官所設置を元和九（一六二三）年とし、郡奉行所と代官所が併存していたが、寛政十一（一七九九）年の改革で郡奉行所が廃止され、代官所が全体を統括するようになったという。一方で、『熊野市史』上巻では奥熊野代官所が設置されたのは徳川支配以前の慶長年代とし、代官所機構や代官所役人についてふれている。また『和歌山県史 近世』は、『尾鷲市史』を引用しているため、元和九年説を採用している。この設置時期については、後考を期したい。

（20）伊東多三郎「近世封建制度成立過程の一形態——紀州藩の場合——」（同『近世史の研究』四 吉川弘文館、一九八四年）、小山譽城「紀州藩の地士制度」（安藤精一先生記念論文集出版会編『和歌山地方史の研究』宇治書店、一九八七年、のち『徳川将軍家と紀伊徳川家』清文堂出版、二〇一一年に再録）。浦組に関しては、笠原正夫『近世漁村の史的研究』（名著出版、一九九三年）がある。

（21）平山行三『紀州藩農村法の研究』（吉川弘文館、一九七二年）。

（22）尾川区有文書「元文三年奥熊野御蔵領大指出帳扣」。尾川区有文書は、熊野市尾川区に残された文書で、前千雄氏により整理され『尾川区古文書目録』（私家版、一九八二年）が刊行されている。また同氏はこの文書を用いて『百姓と年貢』（光出版、一九七六年）を発売している。

（23）『和歌山県史 近世』によれば、指口は年貢米一〇〇石につき四石五斗の割合で課され、それは目減り分補填と代官所経費等にあてられた。二夫米は江戸参勤の人夫二人が慶安元（一六四八）年に米納となり高一〇〇石につき二石、糠藁代は馬飼料としての糠藁で高一〇〇石に一斗九升が課され、慶安元年に米納となった。そのほか一分三厘米（郷役米）は池・河川普請の人夫役が承応二（一六五三）年に米納となっ

などの定納されるものと、水車運上や質屋冥加など年により上納額が異なるものや臨時的なものがあった。

- (2) 森杉夫『近世徴租法と農民生活』（柏書房、一九九三年）。
- (3) 渡邊忠司『近世社会と百姓成立』（佛教大学出版会、二〇〇七年）、同『近世徴租法成立史の研究』（清文堂出版、二〇二〇年）、同『近世徴租法と年貢収取』（清文堂出版、二〇二一年）。
- (4) 水本邦彦『近世土免制の研究』（『近世の村社会と国家』（東京大学出版会、一九八七年）。
- (5) 田中誠二『近世の検地と年貢』（塙書房、一九九六年）。
- (6) 松下志朗『幕藩制社会と石高制』（塙書房、一九八四年）。
- (7) 青野春水『免・免相・土免の成立と展開』（溪水社、二〇一七年）。
- (8) 佐藤孝之『近世前期の幕領支配と村落』（巖南堂書店、一九九三年）。
- (9) 本間勝喜『近世幕領年貢制度の研究』（文献出版、一九九三年）。
- (10) 本城正徳『近世幕府農政史の研究』（大阪大学出版会、二〇一二年）。
- (11) 鎌谷かおる・佐野雅規・中塚武「日本近世における年貢上納と氣候変動―近世史研究における古氣候データ活用の可能性をさぐる―」（『日本史研究』六四六、二〇一六年）。
- (12) 廣本満『紀州藩農政史の研究』（宇治書店、一九九二年）。『和歌山県史 通史』（一九九〇年）にも「年貢の徴収」の項目があり、紀州藩の年貢徴収の概要や定免制の導入について叙述されている。
- (13) 中田四朗・松村勝順・渡辺勲晏・野地新平「免札について」（三重大学教育学部歴史研究会『ふびと』29号、一九六八年）では尾鷲南浦の免札の分析を行い、宝永六年以後に五年、三年、二年の定免制が採用され、宝永四年の津波被害が大きかったため年貢減免を行ったとする。そのほか和田勉「近世漁村の貢租体系―紀州藩を中心として―」（三重大学学芸部歴史研究会『ふびと』19号、一九六二年）がある。自治

体史として、『尾鷲市史』上巻（一九六九年）があり、ここでは、尾鷲地域では宝永年間のころに定免制が採用されるまで、年貢収納法は検見取法であったとし、宝永四年の津波被害の減免についてもふれている。また『熊野市史』上巻（一九八三年）では、尾川村や湯谷村の年貢動向を掲載しているが、徴租法については記載されていない。さらに、『和歌山県史 近世』（一九九〇年）では、紀州藩は近世初期から検見取法であったが、元禄期に定免制を導入した。定免制の最も早い事例は元禄元年であったとし、定免期間は三年から五年、十年であった。前千雄『百姓と年貢』（光出版、一九七六年）は、本稿の分析対象である尾川村の近世期の年貢動向や災害分析、村の年中行事などの関係史料を丹念に分析した労作である。しかし、徴租法に関して、元禄十年まで毎年毛見により一年毎に定めたとあり、同九年までは検見取法であったことがわかるが、十年以降については三年の平均で上納するとして定免法については詳しくは触れていない。

以上のように、牟婁郡地域の特に定免法の導入時期が詳細になつておらず、その方法についても後述するように修正の必要がある。

- (14) 新宮領の年貢研究については、廣本氏の一連の精力的な研究がある。

- (15) 註(13)でも若干指摘したが、紀州藩についての定免法導入にあたる記述が曖昧であることや、自治体史の性格上、和歌山県域・熊野・尾鷲地域を合わせる形での年貢研究がなされていない。この点も意識しながら分析を進めたい。なお、筆者は伊勢・志摩国の年貢徴租法や動向、制度などについて言及した。その成果は、拙稿「亀山藩の年貢に関する一考察」（『四日市市史研究』11号四日市市、一九九八年）、同「津藩の伊勢国における年貢政策について」（『ふびと』51号三重大学歴史研究会、一九九九年）、同「菰野藩の年貢徴租法の変遷について」（『Mie

高は、毛付高よりもさらに少なくなる。年貢納入が最優先であるため、それを差し引いた高が田地からの取り分となる。それを表したものが田方高率であり、平均で一六・九%と、長井村市左衛門・同宇右衛門・宮田を除きすべてが一〇〇%以上となっている。

数値上からは田の収穫高すべてが年貢高となるが、それ以上に年貢が課せられていることになる。寛文五年にはまだ手元には田方高の一〇%ほど米が残る計算となっていたが、事態はさらに悪化した。その欠を補うために前述したような稗・芋・大豆・小豆などが百姓の主食となり、材木伐採などの僅かな稼ぎにより生計を立てていた可能性もある⁽⁵⁹⁾。翌二年の御用留には、「書上申草臥百姓之事」として、七家族二七人が「右之者共当月十頃分葛わらひばかり被下候而、米分も不被下候故、殊外只今ハ葛ニわらひニ堀りくたひれ、其作ニ取付兼可申と存候、此外村中共ニくすわらひ堀り罷有候」と米ではなく葛・蕨でのお救いでは足りず、葛・蕨堀りに草臥れたとの窮状を訴えている。同三年にはさらにその人数が増え飢人が一九軒、四六人にもなった⁽⁶⁰⁾。当時尾川村は四二軒、二一二人であったので、軒数の四五%、村人の二一・六%が該当する。これらの百姓には「書上之人数ニ壺合ツ、積先日数十日分ほとツ、米借し渡し可申候」とあり米の貸付けも行っている。ここで示した延宝二年の草臥百姓の田方高率は一五〇%以上の高率が三人、残りは平均以下となっている。高率の三人は所持高も一石台以下で、田方高・所持高が影響している可能性がある。

おわりに

紀州藩の藩領支配状況を確認の上、熊野地域の本藩領の村落を事例に年貢徴租法や動向を見てきたが、それをまとめると次のようになる。

紀州藩本藩領（南牟婁郡）の熊野地域では、近世初期から元禄九

（一六九六）年までは租率が高くそれによつて年貢高も多かった。その間、検見取法という徴租法により毎年の年貢高の増減が見られ、変動幅も大きかった。元禄十年以降は、租率がやや低下することで年貢高が減少した。しかし、租率は安定傾向が見られる。それは、年貢徴租法の変更、すなわち定免法の導入によるものであった。定免法導入当初は三年季であったが、その後は三年、五年季も見られる。この定免法の採用により藩収入が以前よりは安定したものと思われる。

このような状況下の村落では、割付状に記された本途物成以外にも、指米・口米・二夫米・一分三厘米・糠藁代を年貢米に付加して徴収していたため、その負担が大きく、寛文期の粉所村では村落の半数が未進をせざるを得ない状況であった。尾川村でも年貢米の納入後に手元に残る米は僅かで、それを畑作物や葛・蕨でのお救いで補っていたと考えられる。

いずれにしても、百姓の生活がぎりぎりである以上、粉所村・尾川村の事例に見たように年貢納入にも影響し、遅延や未納が発生していた。この現象の最中に災害が追い打ちをかけ、状況はさらに悪化したものと思われる。それは尾川村の年貢動向に見るように年貢減少として現れる。結果的に、藩としては、救恤を行い、百姓の生活が成り立つ状況まで年貢減額をせざるを得なかったことと引き換えに、定免法導入による安定化を得たのではないかと考える⁽⁶¹⁾。

註

（1）年貢・諸役の内、年貢は田畑から収穫される生産物や屋敷に賦課される本途物成（本年貢）と口米などの付加税で百姓負担の多くを占めた。諸役は小物成や高掛物・国役・夫役であり、藩により様々な名目で課されていた。小物成には山年貢・野年貢・草年貢・池役・網役

表5 延宝元年尾川村百姓所持高・免割表

名請人	所持高 石	見捨高 石	毛付高 石	田方高 石	畑方高 石	小以(取米) 石	持高高率 %	見捨高率 %	毛付高率 %	田方高率 %	備考
武兵衛	14.305	3.440	10.865	9.666	1.199	9.915	69.3	24.0	91.3	102.6	組頭 庄屋
作兵衛	12.5785	3.730	8.8485	6.6525	2.196	7.878	62.6	29.7	89.0	118.4	
権重郎	9.740	1.723	8.017	6.426	1.591	7.177	73.7	17.7	89.5	111.7	
六兵衛	9.0635	1.960	7.1035	6.3515	0.752	6.576	72.6	21.6	92.6	103.5	
六次郎	8.7095	1.680	7.0295	5.8435	1.186	6.326	72.6	19.3	90.0	108.3	
三之丞	8.696	2.420	6.276	4.874	1.402	5.684	65.4	27.8	90.6	116.6	
伊兵衛	8.692	1.250	7.442	5.182	2.260	6.287	72.3	14.4	84.5	121.3	
次郎兵衛	8.655	1.690	6.965	5.3055	1.6595	6.189	71.5	19.5	88.9	116.7	
清右衛門	8.611	1.790	6.821	5.619	1.202	6.145	71.4	20.8	90.1	109.4	
源六	8.5175	1.810	6.7075	5.1625	1.545	5.996	70.4	21.3	89.4	116.1	
徳大夫	8.185	0.780	7.405	5.877	1.528	6.620	80.9	9.5	89.4	112.6	
徳助	8.171	1.990	6.181	4.966	1.215	5.591	68.4	24.4	90.5	112.6	
大左衛門	8.1495	1.650	6.4995	5.2535	1.246	5.829	71.5	20.2	89.7	111.0	
利平次	7.5605	1.590	5.9705	4.6245	1.346	5.316	70.3	21.0	89.0	115.0	
喜三郎	7.4375	1.400	6.0375	4.7175	1.320	5.346	71.9	18.8	88.5	113.3	
三左衛門	7.4245	1.260	6.1645	3.8425	2.322	5.212	70.2	17.0	84.5	135.6	
徳左衛門	7.3125	1.108	6.2045	5.0025	1.202	5.548	75.9	15.2	89.4	110.9	
加左衛門	7.3105	1.670	5.6405	3.9435	1.697	4.987	68.2	22.8	88.4	126.5	
太郎大夫	7.1505	1.780	5.3705	4.6085	0.762	4.903	68.6	24.9	91.3	106.4	
次五兵衛	7.1185	1.260	5.8585	5.1295	0.729	5.345	75.1	17.7	91.2	104.2	
忠兵衛	7.055	1.580	5.475	4.700	0.775	4.982	70.6	22.4	91.0	106.0	
善兵衛後	6.955	1.230	5.725	4.569	1.156	5.118	73.6	17.7	89.4	112.0	
重兵衛	6.9465	1.340	5.6065	4.9555	0.651	5.142	74.0	19.3	91.7	103.8	
小平次	6.782	1.770	5.012	3.460	1.552	4.431	65.3	26.1	88.4	128.1	
久五郎	6.3905	1.290	5.1005	4.2145	0.886	4.632	72.5	20.2	90.8	109.9	
左五兵衛	6.364	1.280	5.084	4.382	0.702	4.596	72.2	20.1	90.4	104.9	
弥次兵衛	6.2195	1.290	4.9295	3.7735	1.156	4.388	70.6	20.7	89.0	116.3	
重郎兵衛	5.712	0.920	4.792	3.710	1.082	4.218	73.8	16.1	88.0	113.7	
久蔵	5.611	1.016	4.595	4.047	0.548	4.220	75.2	18.1	91.8	104.3	
惣吉	5.525	1.030	4.495	3.755	0.740	4.067	73.6	18.6	90.5	108.3	
勝介	5.272	1.740	3.532	2.591	0.941	3.229	61.2	33.0	91.4	124.6	
惣左衛門	5.068	0.550	4.518	3.368	1.150	3.974	78.4	10.9	88.0	118.0	組頭
忠左衛門	4.653	1.915	2.738	2.294	0.444	2.573	55.3	41.2	94.0	112.2	
武右衛門	4.559	0.770	3.789	3.195	0.594	3.431	75.3	16.9	90.6	107.4	*
助重郎	4.5125	1.110	3.4025	2.1035	1.299	2.963	65.7	24.6	87.1	140.9	
作右衛門	4.333	1.110	3.223	2.673	0.550	2.889	66.7	25.6	89.6	108.1	* 宮田分
惣大夫	3.618	0.370	3.248	2.824	0.424	2.955	81.7	10.2	91.0	104.6	
新三郎	3.3435	1.070	2.2735	2.0675	0.206	2.118	63.3	32.0	93.2	102.4	* 屋敷分
とうもと	2.9395	0.140	2.7995	1.5275	1.272	2.367	80.5	4.8	84.6	155.0	
権吉	2.554	0.530	2.024	1.469	0.555	1.802	70.6	20.8	89.0	122.7	* 宮田分
林右衛門	2.015	0.170	1.845	1.439	0.406	1.648	81.8	8.4	89.3	114.5	
三平	1.845	0.850	0.995	0.564	0.431	0.894	48.5	46.1	89.8	158.5	* 宮田分
作次郎	1.464	0.120	1.344	0.720	0.624	1.120	76.5	8.2	83.3	155.6	
久七	0.846	0.090	0.756	0.364	0.392	0.641	75.8	10.6	84.8	176.1	* 宮田分
まつもと	0.485	0.050	0.435	0.190	0.245	0.315	64.9	10.3	72.4	165.8	
村中	0.470	0	0.470	0.470	0	0.414	88.1	0.0	88.1	88.1	* 宮田分
長井 市左衛門	0.465	0.120	0.345	0.345	0	0.323	69.5	25.8	93.6	93.6	
長井 宇右衛門	0.445	0	0.445	0.445	0	0.414	93.0	0.0	93.0	93.0	* 宮田分
清九郎	0.294	0	0.294	0.294	0	0.319	108.5	0.0	108.5	108.5	

尾川区有文書「延宝元年丑ノ歳郷免割帳」による。

*は算違い。

所持高率で六二・四％、毛付高率で七二・八％、田方高率で九〇・五％であった。田方高率が平均で九〇％を超え、松本・加左衛門・庄助・久米之助・林右衛門・三十郎・清九郎の七人は一〇〇％以上となっていることから決して油断できない状況であったことが推測される。

延宝元年の尾川村百姓の年貢等負担平均は、所持高率で七二・四％、毛付高率で八九・六％であり、所持高率は一〇〇％超・五〇％以下が三人いるが、多くは九〇から六〇％でややばらつきが見られる。毛付高率は所持高率よりも増減幅が小さく、九四から八三％、特に九〇％に集中している。所持高率・毛付高率とも寛文五年と比較すると、所持高率で一〇％、毛付高率で四％ほど増加している。つまり、年貢増徴となったのである。また、これらの算出は、基本的に毛付高に一定の比率を乗じているようである。今日のような累進課税とはなっていない。したがって、その納入高（小以高）は、最大の所持者武兵衛の一〇石弱を筆頭に、まつもとの三斗一升五合まで区々ではあるが、所持高順にほぼ比例する形での納入形式となる。

しかし、実際に各百姓には耕作不能地と考えられる見捨高が記されており、それを差し引いた毛付高や毛付高率で見ると、さらに負担割合は高くなる。そして、年貢米収獲地となる田方

第五章 村落内での年貢割付

この章では、前章で検討した年貢納入にあたり、なぜ未進米が出るのかを村落内の年貢割付状況を確認することで、年貢納入の村へ影響などを検証する。

尾川村に残る寛文五（一六六五）年の「巳年免ならし帳」^⑤延宝元（一六七三）年の「丑ノ歳郷免割帳」^⑥には、村落内の年貢割付状況が記されている。村方での年貢負担は、割付状以外に指米・口米・二夫米・糠藁代・引米・一分三厘米などの付加米が一定の割合で課された。本途物成と付加米の総計を村人に割り付けるのである。

寛文五年と延宝元年の尾川村百姓の所持高を所持高順に並び替えをしたものが表4、表5である。これによれば、寛文五年は一〇石以上が二人、その内の一人、喜三郎が一四石余を所持する最大の百姓である。以下、九石台四人、八石台二人、七石台八人、六石台七人、五石台六人、四石台七人、三石台四人、二石台二人、一石台一人、一石未満四人の四七人の百姓が書き上げられている。七石から四石が中心階層である。延宝元年は、一〇石以上が二人、その内の一人、武兵衛が一四石余を所持する最大の百姓である。以下、九石台二人、八石台九人、七石台八人、六石台六人、五石台五人、四石台四人、三石台二人、二石台三人、一石台二人、一石未満六人の四九人^⑧の百姓が書き上げられている。八、七石台が中心階層で、寛文期に比べて石高減少によるばらつきが見られる。

この所持高に課された寛文五年の年貢等負担平均は、

表4 寛文5年尾川村百姓持高・免割表

名請人	所持高 石	見捨高 石	毛付高 石	田方高 石	畑方高 石	小以(取米) 石	所持高率 %	見捨高率 %	毛付高率 %	田方高率 %	備考
喜三郎	14.4875	1.830	12.6575	10.0985	2.559	9.093	62.8	12.6	71.8	90.0	*
忠三郎	12.8885	2.650	10.2385	9.3825	0.856	7.724	59.9	20.6	75.4	82.3	
二郎兵へ	9.783	1.170	8.613	6.9535	1.6595	6.261	64.0	12.0	72.7	90.0	
六治	9.7395	1.240	8.4995	7.3185	1.181	6.277	64.4	12.7	73.9	85.8	
伊兵へ	9.722	1.460	8.262	6.452	1.810	5.754	59.2	15.0	69.6	89.2	
三十郎	9.160	0.380	8.780	6.096	2.684	6.100	66.6	4.1	69.5	100.1	
作兵へ	8.7515	0.800	7.9515	6.3665	1.585	5.750	65.7	9.1	72.3	90.3	
六兵へ	8.6065	1.210	7.3965	6.2935	1.103	5.518	64.1	14.1	74.6	87.7	
久蔵	7.986	1.330	6.656	5.685	0.971	4.919	61.6	16.7	73.9	86.5	*
利平次	7.826	0.980	6.846	5.500	1.346	4.956	63.3	12.5	72.4	90.1	
太左衛門	7.7425	1.190	6.5525	5.7055	0.847	4.869	62.9	15.4	74.3	85.3	
清右衛門	7.700	0.960	6.740	5.538	1.202	4.922	63.9	12.5	73.0	88.9	
徳助	7.559	1.240	6.319	5.136	1.183	4.651	61.5	16.4	73.6	90.6	
弥之助	7.165	0.843	6.322	4.965	1.357	4.591	64.1	11.8	72.6	92.5	
ほり太夫	7.1505	1.210	5.9405	5.1785	0.762	4.426	61.9	16.9	74.5	85.5	
徳左衛門	7.094	1.170	5.924	4.620	1.304	4.271	60.2	16.5	72.1	92.4	
源六	6.921	0.460	6.461	4.976	1.485	4.623	66.8	6.6	71.6	92.9	*
小平次	6.852	0.880	5.972	4.420	1.552	4.272	62.3	12.8	71.5	96.7	
助十郎	6.6265	1.200	5.4265	4.0235	1.403	3.900	58.9	18.1	71.9	96.9	
清大夫	6.543	0.630	5.913	4.511	1.402	4.239	64.8	9.6	71.7	94.0	
忠兵へ	6.4785	0.850	5.6285	4.8535	0.775	4.167	64.3	13.1	74.0	85.9	*
弥次兵へ	6.220	1.030	5.190	4.034	1.156	3.760	60.5	16.6	72.4	93.2	
加左衛門	6.033	0.670	5.363	3.751	1.612	3.823	63.4	11.1	71.3	101.9	
惣大夫	5.898	0.510	5.388	4.964	0.424	4.049	68.7	8.6	75.1	81.6	
十兵へ	5.8365	0.740	5.0965	4.5805	0.516	3.840	65.8	12.7	75.3	83.8	*
善左衛門	5.830	0.990	4.840	3.481	1.359	3.380	58.0	17.0	69.8	97.1	
次五兵へ	5.711	1.060	4.651	3.922	0.729	3.457	60.5	18.6	74.3	88.1	
忠左衛門	5.283	0.700	4.583	4.009	0.574	3.416	64.7	13.3	74.5	85.2	
久五郎	5.1245	0.940	4.1845	3.298	0.8865	3.030	59.1	18.3	72.4	91.9	*
善兵へ	4.9545	0.660	4.2945	3.2785	1.016	3.092	62.4	13.3	72.0	94.3	
久米之助	4.8425	0.770	4.0725	2.8115	1.261	2.840	58.6	15.9	69.7	101.0	
口地	4.706	0.680	4.026	3.025	1.001	2.949	62.7	14.4	73.2	97.5	
久七	4.505	0.880	3.625	3.051	0.574	2.689	59.7	19.5	74.2	88.1	
惣左衛門	4.498	0.460	4.038	2.888	1.150	2.830	62.9	10.2	70.1	98.0	
新三郎	4.280	0.530	3.750	3.586	0.164	2.883	67.4	12.4	76.9	80.4	
惣吉	4.193	0.700	3.493	2.660	0.833	2.530	60.3	16.7	72.4	95.1	
庄助	3.960	0.898	3.062	2.146	0.916	2.168	54.7	22.7	70.8	101.0	
市助	3.931	0.650	3.281	2.693	0.588	2.379	60.5	16.5	72.5	88.3	
捨吉	3.4125	1.020	2.3925	1.902	0.4905	1.781	52.2	29.9	74.4	93.6	
作之丞	3.398	0.460	2.938	2.314	0.624	2.112	62.2	13.5	71.9	91.3	
三平	2.488	0.863	1.625	1.194	0.431	1.189	47.8	34.7	73.2	99.6	
久一郎	2.257	0.280	1.977	1.509	0.468	1.456	64.5	12.4	73.6	96.5	
林右衛門	1.6645	0.190	1.4745	1.0695	0.405	1.071	64.3	11.4	72.6	100.1	
九平太	0.939	0.140	0.799	0.680	0.119	0.628	66.9	14.9	78.6	92.4	
松本	0.448	0.100	0.348	0.100	0.248	0.210	46.9	22.3	60.3	210.0	* 畑勝ち
清九郎	0.194	0	0.194	0.194	0	0.194	100.0	0.0	100.0	100.0	
惣吉うば	0.120	0	0.120	0.120	0	0.093	77.5	0.0	77.5	77.5	

尾川区有文書「寛文五年巳年免ならし帳」による。

*は算違い。

一銀七拾壹匁六分五厘

長太夫分

一銀三拾貳匁九分五厘

作藏

一銀六十三匁

角左衛門

右之通戌年迄御未進銀如此、少しも相違無御座候、以上

粉所庄や

寛文拾貳年

角左衛門

子ノ正月廿二日

肝煎

三郎右衛門

岡益右衛門殿

寛文十二年時点までの粉所村未進銀の状況を書き上げた文書である。

この当時、粉所村では一貫九八二匁四分の未進銀を抱えていた。その内訳を見ると村内の半分近くが未進銀を抱え、最多は兵三郎の六八八匁一厘で、庄屋・肝煎も未進していた。また「長太夫分」とある七一匁六分五厘は、長太夫株を残す形で村弁済したものであろうか。いずれにしても、この額は前述した寛文七年の皆済状で納入した辰年の銀三貫三六四匁三分二厘の五八・九%に相当し、村としてこの年貢銀の解消が喫緊の課題であったと考えられる。その後、この未進銀が解消されたのかは不詳であるが、延宝二（一六七四）年六月には、亥年（寛文十一年）、子年（寛文十二年）分の皆済状が二通発給されていることから、上納が完了したものと思われる。⁽⁵¹⁾

尾川村の年貢納入状況は皆済状がないために、不詳部分はあるが、村に残された御用留に延宝元（一六七三）年の年貢納入に関連した次のような記載があるので、そこから検討してみよう。

〔史料七〕

丑年納り米払方指引之事

一米百七拾貳石

尾川村

内

百三拾九石六斗 御差紙五枚ニて払

拾四石 杉七右衛門殿御書出し

差引残り拾八石四斗 御蔵有

右通此も相違無御座候、以上

亥正月十六日

尾川庄や

伊兵衛

佐武左助殿

これによれば、延宝元年分の年貢上納分は米換算で一七二石であった。しかし、当年の割付状⁽⁵³⁾での年貢は一八一石二斗五升九合であるので、九石余が未進となっていた。それはおそらく粉所村のように後年に上納したであらうと思われる。

また、上納方法は

〔史料八〕

一九貫四百三拾八匁九分壱り

尾河

内六貫五百七拾壹匁四分六り

丑年

貳貫八百六拾七匁四分七り

寅年

定畑夫利米代

此内へ米拾六石壹斗九升七合 納

と、粉所村同様多くは銀納であった。〔史料七〕に相当する分なのか不詳などところがあるが、二年間にわたっていることから、寅年（延宝二年）に収穫した米を丑年分にあてたため、延宝二年分が未納になった可能性もある。⁽⁵⁵⁾

本米四石貳斗

一米八斗八升

利米

納合五拾七石七斗七升五合

右払方

米貳斗壹升貳合

庄や給

米方三拾九石七斗三升貳合

売付銀納

此銀貳貫五百三匁壹分貳厘

石六拾三文かへ

畑米拾四石七斗三升七合

銀納

此銀七百七匁三分八厘

石四拾八匁かへ

夫米貳石貳斗壹升四合

銀納

此銀百拾匁七分

石五拾匁かへ

利米八斗八升

銀納

此銀四拾三匁壹分貳厘

石四拾九匁かへ

銀小以三貫三百六拾四匁三分貳厘

払合五拾七石七斗七升五合

外口米壹石六升三合

納ル内貳斗八升八合

畑口米

銀拾九匁貳分

隣郷へ売付米直段増出目銀納ル

右者辰ノ御年貢米度々納ル、小手形を以勘定相極皆済、仍如件

角岡仁左衛門代

寛文七年未極月

岡増右衛門印

粉所村庄や百姓中

(裏書)

「表書之通皆済也」

角岡仁左衛門印

ここで取り上げた粉所村の皆済状は、寛文七年の発給であるが、その内容は三年前の辰年（寛文四年）の年貢皆済に関するものである。粉所

村の年貢高として五三石一斗四升三合が課せられた。それ以外にも付加税として指米・糠藁代・夫米・利米が付加されている。実際の納入にあたっては山間部の村落ゆえに庄屋給を除き、銀納であった。その銀納値段は田方・畑方・夫米・利米毎に異なり、銀納計は三貫三六四匁三分二厘である。これに畑口米・隣郷売付米増出目が課せられた。

これらの年貢は数回に分けられて納入され、その決済は小手形により勘定された。発給者は角岡仁左衛門の代理で岡増右衛門、裏書に見届けた旨の角岡仁左衛門の書判が見られる。この角岡は割付状の発給者で郡奉行であつたと考えられる。⁽⁴⁷⁾

この皆済状の発給は寛文七年であるが、その中身は寛文四年のものであり、年貢皆済が三年遅延したことになる。このような事例は幕領でも見られるが、それはどのような理由であつたのか。こうした年貢納入の実態を知る手がかりとなる寛文十二年の未進銀に関する書付を取り上げてみよう。⁽⁴⁸⁾

〔史料六〕

書上申戌年迄御未進銀之事

一銀壹貫九百八拾貳匁四分

粉所村

内

一銀拾八匁三分八厘

伝四郎

一銀九拾六匁八分壹り

伝作

一銀百貳拾九匁五分三り

弥ノ助

一銀貳百三拾六匁六り

羽左衛門

一銀貳拾六匁五分三り

三郎右衛門

一銀貳百三十四匁七分四り

長左衛門

一銀三百八拾四匁八分四り

三七

一銀六百八拾八匁壹り

兵三郎

この数値にいくらかの増免を加えて、三年間の租率とした。尾川村の場合の増免は、割付状を見る限り、田方が一％（茶がある）、畑方が二％となっている。このように、紀州藩の場合は、定免導入にあたり、それ以前の十年平均の租率に増免⁽⁴⁰⁾を加えて新たな租率としたのである。

3 年貢の減免

定免期間中でも、災害年や不作年には年貢減免が行われた。粉所村の減免に関する史料⁽⁴¹⁾を提示する。

〔史料四〕

子減米

粉所村

一米四石貳斗九升壹合

本田

右者当年田作虫付皆無傷有之二付、定免之内二候へ共、格別之御用捨を以、免合御引被下候、減⁽⁴²⁾□毛付免ヲ以指引如此二候、右之外畑方永定免ハ例之通皆納可仕者也

浅井吉兵衛⁽⁴³⁾

享保十七年子霜月

古屋十郎大夫⁽⁴⁴⁾

庄屋肝煎小百姓中

享保十七（一七三二）年は、いわゆる享保の飢饉と呼ばれる飢饉が起こり、この地域にも飢饉が発生した。減免の書付にも「田作虫付皆無傷有之」と害虫（蝗）が発生し、それによって稲作が被害を受けたと考えられる⁽⁴²⁾。粉所村では定免期間中ではあったが、格別の用捨として四石二斗九升一合が減免された。この時期の田方への賦課は四〇石ほどであったので、約一〇％減免されたことになる⁽⁴³⁾。

また、曾根浦では元禄十年以降定免法が採用されたことや宝永四年の

地震による高浪で荒場ができ、それに対しての御救があったことは述べたが、さらに定免期間中の正徳元（一七一）年には、高浪荒場の御救のほかに、「当卯八月廿三日大風雨損毛二付、御救を以定免之内当卯年分御引被下」と、本田一つ三分七厘、新田一つ八分九厘四毛の引がなされた。このことによって、本田の租率は本田高の一つ（一〇％）、新田租率も高の一つとなった。

このように、定免実施期間中に、毛見によらず年貢減免を行っていたのである。

第四章 年貢納入状況

この章では、粉所村を事例にして、年貢米の納入状況について検討する⁽⁴⁵⁾。粉所村には、寛文期以降の年貢皆済状（以下、皆済状とする）が残されている。寛文四（一六六四）年分の納入状況がわかる皆済状を取り上げる。

〔史料五〕

辰年粉所村御年貢米皆済状之事

辰四ツ八分

一高百拾石七斗壹升五合

本田畑

此取米五拾三石壹斗四升三合

内拾四石三斗七升八合

畑米

米壹石三斗貳升八合

指米

内三斗五升九合

畑米

御役高百四拾石七斗壹升五合

一米貳斗壹升

糠藁代

右同断

一米貳石貳斗壹升四合

夫米

表2 尾川村田畑構成表（元禄10年）

耕地	地目	石高（石）	面積（町反畝歩）	押合反（石）	備考
村高（本田畑）	本田畑計	317.998	24.7.9.12	1.2827	120斤
	田方	279.943	20.6.1.06	1.3585	
	古荒	34.052	2.7.1.00		
	毛付	田方毛付	245.885	17.9.0.06	1.3737
		前窪坪	46.103	3.2.3.09	1.4260
		松場坪	92.582	5.8.9.21	1.570
		家ノ向坪	39.095	2.8.9.03	1.3523
		小屋本方	28.390	2.9.5.04	0.962
		西瀬坪	11.897	1.2.5.07	0.9502
		舟床坪	7.026	8.7.15	0.800
		谷ノ向坪	11.192	7.9.27	
		やしき	9.600		
		茶			
	畑方	38.055	4.1.8.06	0.910	
	古荒	4.973	8.0.06		
	毛付	畑方毛付	33.082	3.3.8.00	0.9797
		松場坪	15.813	1.3.7.25	1.1296
		ひえ	3.864	3.5.00	
		芋大小豆	11.949	1.2.0.25	
		小屋本坪（芋大小豆）	0.128	0.3.06	0.400
		舟床坪	17.141	1.9.6.29	0.8701
		ひえ	7.373	8.2.00	
		芋大小豆	9.768	1.1.4.29	
新田畑	新田畑計	5.544	7.9.27	0.693	
	田方	田方毛付	4.696	5.8.21	0.800
		定耆つ五分	0.536	0.6.01	
		定式つ	2.336	2.9.06	
		割免	1.824	2.2.24	0.800
		畑方毛付	0.848	2.1.06	0.400

尾川区有文書「元禄十年入鹿組本新田畑御毛見指出帳ひかへ」による。

見であるため、費用が多くかかる。その費用は村落負担であるために、毛見願が出しにくくなっていたのではないかと考えられる。つまり、藩は定免法導入を強く推進したのである。さらに、毛見の場合は取米を定めた上で、それをもとに租率が決まったこともわかる。

そして、通達にあった平均免を算出するために、元禄十年六月には、各村落の耕地面積や十年間の租率を書き上げた「本新田畑御毛見指出帳」を藩へ提出させた。尾川村・粉所村に関しては、第一章で村概要を分析したが、さらに尾川村田畑の詳細を検証しよう（表2）。

尾川村は毛見の結果、本田畑三一七石九斗九升八合、面積二四町七反九畝一二歩、新田畑は五石五斗四升四合、七反九畝二七歩とされた。内訳を明記しているが、本田田方は古荒を除くと、耕作地として前窪・松場・家ノ向・小屋本から西瀬・舟床・谷ノ向に見られ、そのほか屋敷・茶に分類されている。一方、古荒を除く本田畑方の耕地は、松場・小屋本・舟床であり、そのほかにひえ・芋・大小豆とある。ここからは、畑地に百姓の常用の食料となった稗・芋・大豆・小豆などが植え付けられていたことがわかる。新田は割免と記された田地（石高一石八斗二升四合）が定免の対象地となり、そのほかに以前から起こされている耕地二種類が見られる。³⁹⁾ しかも、それぞれの耕地の一反あたりの石盛も記され、松場が一石五斗七升と最も多い。

元禄十年には、貞享四（一六八七）から元禄九年までの十年間の本田・新田の田畑の租率を調査し書き上げている（表3）。これによれば、本田の田畑免は四〇％、田方免六一・九％、畑方免三六・一％、新田の田畑免は二七％、田方免三七・二％、畑方免二四・四％である。この数値が定免法導入の基本数値となったのである。実際には、

表3 尾川村本田新田十年租率表

和暦	西暦	本田			新田		
		田畑免	田方免	畑方免	田畑免	田方免	畑方免
貞享4卯	1687	38.00	70.00	27.69	22.00	30.00	22.40
貞享5辰	1688	43.00	68.28	44.00	27.00	36.00	25.70
元禄2巳	1689	39.00	58.92	38.00	26.00	35.00	24.06
元禄3午	1690	40.00	61.00	41.26	27.00	33.00	32.20
元禄4未	1691	36.00	61.18	37.00	26.00	32.24	30.00
元禄5申	1692	39.00	55.29	37.00	27.00	34.04	30.00
元禄6酉	1693	36.00	61.25	34.00	23.00	31.57	10.00
元禄7戌	1694	41.00	59.64	34.00	28.00	35.02	30.00
元禄8亥	1695	41.00	66.12	34.00	28.00	35.02	20.00
元禄9子	1696	47.00	57.35	34.00	36.00	70.11	20.00
十年平均		40.00	61.90	36.10	27.00	37.20	24.44

単位は％、尾川区有文書「元禄十年入鹿組本新田畑御毛見指出帳ひかへ」による。

免と記された田地（石高一石八斗二升四合）が定免の対象地となり、そのほかに以前から起こされている耕地二種類が見られる。³⁹⁾ しかも、それぞれの耕地の一反あたりの石盛も記され、松場が一石五斗七升と最も多い。

糸内 内五糸 茶荒起丑増免」とあり、この年から三年定免が四つ一分五糸（租率四一・〇〇五％）内で始まった。内〇・〇〇五％が茶起として増徴された。新田畑もこの年から三年定免となった。定免採用期間中は割付状が発給されず、尾川村の場合も、次の割付状の発給は元禄十二年十月であった。

正保二（一六四五）年との比較では、徴租法が検見取法から定免法へと変化し、この間には新田が起こされ、租率は低いものの課税対象地となっていること、田方古荒が一〇石余から三四石余へと増加したこと、畑方にも古荒が見られることが確認できる。そして、宛所が庄屋・頭百姓からそれらを含めた百姓中となっている。そのことは、庄屋・頭百姓の身分的な地位が相対化され低下したことに⁽³⁴⁾つながる。

この定免法は、導入当初は三年の年季であったが、五年の年季もあり、凶作の年は破免検見による徴収も行われてはいるが、定免法導入以後は概ね年貢高・租率は安定する傾向にある。

南牟婁郡の定免法導入は尾川村だけでなく、ほぼ全域で採用されたようである。それは海岸線村落であった同郡曾根浦に残る割付状からも確認される。⁽³⁵⁾曾根浦では元禄十年から十二年の三年定免が実施され、元禄十三年からは五年の年季となった。宝永四（一七〇七）年十月の大地震では各村で荒場ができたことで「御救引」が行われたが、海岸村落では「高浪荒場」と表記されており、津波による被害であったことがわかる。

2 定免法導入準備

定免法導入にあたっては、元禄九年二月か三月に郡奉行から次のような通達があった。⁽³⁶⁾

〔史料四〕

一 山中方定免所之儀、毛見入用之夫役其外費ハ無之候へ共、皆無程

之凶年在之時ハ、御年貢不残迷ひ百姓つのりかたく之由、定免願度存候所ニも凶年難凌ニ付、毛見請様ニ相聞候、自今凶年にハ毛見之致立毛、相応之免ニ可被申付候、其替り毛見之時雜用人足上下免割等之入用を積り、免ニ直シ、其時免之位見合、十年或ハ五年平シ免之上江加へ為請可被申候、此積方并被申聞様品々可在之儀候、尤定免ハ五年切、三年切ニ可被相究候、

一 凶年之時免々之極様、例之惣毛見ニ願申所ハ、先達而手代・大庄屋・杖突被指遣、皆無之分有体ニ相改、欠落を極残、有毛分坪々野末山端迄委細之致見分、坪割見分積之坪初を以積り立、畑方・屋敷・小物成高ハ前々之割免ニ取、惣取米を極、其年之免ニ相極候、見取ニ願申所ハ、一通見分被致候上ニ而、手代・大庄屋・杖突其外見取に出シ候者を指遣、別紙案紙之趣委積り立、取米ニ而其年之免ニ可被相極候、

これによると、一条目で山村の定免場所の毛見にかかる費用等はいらないが、凶作年の場合の対応に混乱しているようである。定免を願いたい村も、凶作の場合定免では凌ぐことができないため毛見を請けたいようである。このような混乱を避けるために、凶作年は毛見をした上で相応の租率を申し付ける。その代わり毛見にかかる費用は村での入用となり、十年か五年の平シ免にそれを加えて定免を請けさせる。定免の年季は五年か三年切にする。二条目では、凶作年の租率決定にあたり、手代・大庄屋・杖突⁽³⁷⁾の手により村落の隅々まで惣毛見（坪刈）を行い、畑方は前々の通りとし、見取を願う場合は別紙の案紙に従って取米を定め、それによって租率を決めるとある。

ここからは、定免法導入にあたって凶作年の毛見の実施、定免の租率は十年か五年の平均を勘案し、毛見の費用を含めるために上昇すること、年季は五年、三年とすることがわかる。また、凶作年の毛見は惣毛

第三章 定免法の採用

1 定免法の導入

前章で触れたが、尾川村では元禄十年に定免法が導入される。⁽³²⁾それを確認するため、その年の割付状を提示する。⁽³³⁾

〔史料三〕

免定

丑^ノ卯迄三年定四つ^ノ壺分五糸内

内五糸 茶荒起丑増免

一高三百拾七石九斗九升八合

尾川村

内^ノ壺斗 茶荒起 丑^ノ定^ノ壺つ五分

此取百三拾石三斗九升四合

内

三拾四石五升八合 田方古荒

外^ノ壺斗 丑^ノ茶ノ起

四石九斗七升三合 畑方古荒

式百四拾五石八斗八升五合

田方

取百式拾^ノ壺石四斗六升式合

内

式百三拾六石式斗八升五合

内六斗^ノ壺升^ノ壺合 丑^ノ畑田二成

取百拾八石七斗八升七合 五つ式り七もよ

九石五斗 茶

取式石六斗六升 式つ八分

壺斗 茶ノ起

取^ノ壺升五合 丑^ノ定^ノ壺つ五分

三拾三石八升式合 畑方

外六斗^ノ壺升^ノ壺合 丑^ノ田へ入 式つ七歩

取八三石九斗三升式合

丑^ノ卯迄三年定式つ九分

一高五石五斗四升四合 同所新田

此取米^ノ壺石六斗八合

内

四石六斗九升六合 田方

取^ノ壺石四斗八升九合

内

式石三斗三升六合 定式つ取

取四斗六升七合 五つ^ノ壺分六り四毛

壺石八斗式升四合

取九斗四升式合 定^ノ壺つ五分

五斗三升六合

取八升 畑方

八斗四升八合

取^ノ壺斗^ノ壺升九合

右定之通無高下致割府、霜月中ニ急度皆済可仕者也

元禄十年丑九月 北村伊太夫^印

佐山安左衛門^印

中村平八^印

尾川村百姓中

この割付状によると、村高の右肩部分に「丑^ノ卯迄三年定四つ^ノ壺分五

少の高下があるが、概ね四五～四八%の間で推移し安定傾向にある。この安定傾向はやはり定免法導入による定率が影響している。

また、年貢高は概ね①正保二年から元禄九年、②元禄十年から宝暦六（一七五六）年、③宝暦七年から慶応三（一八六七）年の三期に分けることができる。①は検見取法という徴租法が採用されていたことで、明暦元年のように災害時には減免をし、そのために年貢高が落ち込む。しかも毎年増減が見られる。この時期が近世期を通じて年貢高の最大期であったが、この年貢高傾向が大きく変化するののは、貞享三年である。それ以前の年貢高は一五〇石前後で推移していたが、貞享三年は一挙に一二〇石台まで落ち込んでいる。その後も元禄九年のように一五〇石弱まで回復した年もあるが、一三〇石前後で推移する。

②の時期には、前述したように元禄十年に定免法が導入され、これ以降一二〇石から一三〇石の間の年貢高で比較的安定する時期を迎える。しかし、この時期の内、享保十四（一七二九）年までの前半期が一三〇石台で推移していたものが、それ以降の後半期は一二〇石台へとやや減少しつつも、少しずつの増徴傾向が見られる。

そして、③の宝暦七年以降は、定免法の特質の長所を活かした形で収斂され安定傾向となり、一三〇石前後の年貢高が幕末期まで続くこととなった。

以上のように、牟婁郡本藩領の年貢動向は、徴租法が検見取法から元禄十年に定免法が導入されたことにより、その影響を受けた形となる。すなわち、元禄十年以前は年貢高の最高の時期であったが、毎年の年貢高が増減し不安定な状況にあった。定免法導入以降は、年貢高がそれ以前より二〇石ほど減少して一三〇石前後で推移する。年貢高の増減はほぼなく、幕末期まで安定した納入が行われた。

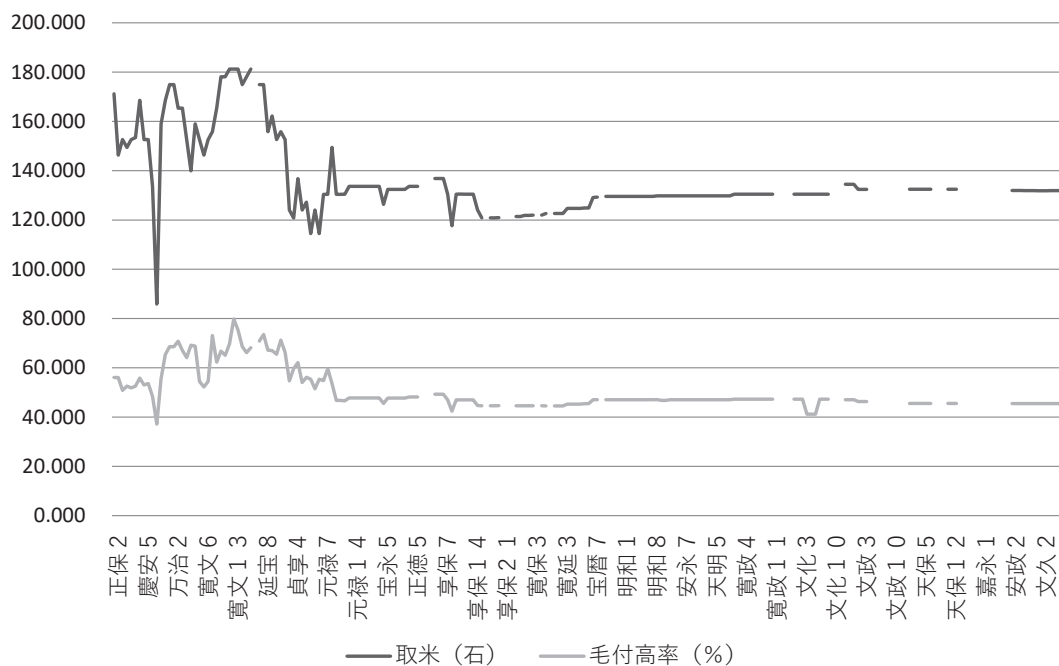


図1 尾川村年貢動向

取百四拾八石五斗五升六合 五ツ七分
四拾四石四斗九升四合 畑方

取貳拾三石壹斗六升三合 五ツ貳分余

右者当立毛善悪を見合申付候、下ならし少も高下無之様ニ庄屋頭百姓立合致割符、来ル霜月中ニ急度皆済可仕者也

正保貳年酉ノ 今泉平兵衛[㊞]

十月 藤田六右衛門[㊞]

浦上与三右衛門[㊞]

尾河村庄屋

頭百姓中

この割付状によれば、尾川村の村高三一七石九斗九升八合に対し、五ツ四分^二五四%の租率で年貢が賦課されている。実際には、村高より田畑方の古荒高、及び田方酉の見捨高を免除した石高に、田方・畑方別々の割合で年貢が課せられた。この時期は「立毛善悪を見合」と検見を実施した上での年貢徴収であった。その後、年貢徴収の転機は元禄十年に訪れる⁽²⁸⁾。同年以降定免法が導入されたのであるが、それについては、次章で検討する。

次に隣村粉所村の寛文六（一六六六）年の割付状を提示する⁽²⁹⁾。

〔史料二〕

午免定

午四ツ取

一高百拾石七斗壹升五合

粉所村

此取米四拾四石貳斗八升六合

拾四石貳斗六升六合

田方荒

内三石六斗七升三合

畑方荒

四石貳斗六升

田方午見捨

六拾七石三斗七升貳合

田方

取三拾五石四斗六合

五ツ貳分五厘五も少よ

貳拾壹石壹斗四升四合

畑方

取八石斗八升

四ツ貳分

右之通相定候間、庄屋小百姓并本作出作共立合無高下ならし、来ル霜月廿日以前急度皆済可仕者也

寛文六年午十月

神前半九郎[㊞]

今泉平兵衛[㊞]

佐野孫兵衛[㊞]

角岡仁左衛門[㊞]

粉所村庄や百姓中

この割付状の様式は、前述した尾川村の割付状のものと村高・租率等などは異なるが、同様のものである。発給者は奥熊野郡奉行（のち代官）であった⁽³⁰⁾。

2 年貢動向

尾川村の残された割付状をもとに年貢動向（租率・年貢高）を提示する（図1）。なお、租率は、村高から古荒高などの損免率を差し引いた租率（毛付高率）を取り上げる⁽³¹⁾。

まず、租率を見るが、正保二年から明暦二（一六五六）年までは五五%前後で推移し、その後六五%以上となり、寛文十三（一六七三）年には八〇%弱にもなる。それ以降高免が続くが貞享三（一六八六）年になり、再び低下して五五%前後となる。この時期は検見取法で作柄に応じた徴収をすることで毎年の毛付高率が変わり、特に災害年には明暦元年のように大幅に低下した。そして、元禄十（一六九七）年の定免法を機に毛付高率は四八%前後で推移していくこととなる。幕末期まで多

れた。⁽²³⁾ 村数七六村、浦数三五浦、家数七〇四七軒であった。

このうち分析対象とする尾川村・粉所村は入鹿組に属している。⁽²⁴⁾ 元禄十（一六九七）年当時の尾川村は、村高三一七石九斗九升八合、面積二四町七反九畝一二歩、うち田方は二七九石九斗四升三合、二〇町六反一畝六歩、古荒高三四石五升余で、毛付高は二四五石八斗八升五合、一七町九反六歩であった。畑方は三八石五升五合、四町一反八畝六歩、

表 1 奥熊野地域概要

項目	数量（石）	項目	数量	項目	数量
奥熊野石高計	16791.992	村数	76村	地士数	70人
内入鹿組	3074.553	浦数	35浦	医師数	34人
本宮組	1728.424	家数	7047軒	山伏数	43人
北山組	3021.518	内本役	3502軒	座頭数	13人
木本組	3172.343	半役	1770軒	酒屋	76軒
尾鷲組	1807.072	無役	1775軒	池	31か所
相賀組	2198.573	網数	1069帖	村持山	251か所
長嶋組	1789.509	寺数	121寺	立合山数	58か所
本田畑	16791.995	宮数	124社	船渡場	5か所
田方	12082.0531	堂数	10か所	入津湊	6か所
田方毛付	9141.0212	納所蔵	79か所	狼煙場	18か所
畑方	4609.9419	材木役所	8か所	鉄炮数	460挺
畑方毛付	3850.5914	口前役所	34か所	通印	105枚
新田田畑	2192.2000	灰役所	5か所	異国船□時	158艘
本宮村伝馬役				乗組舟数	
引高	78.992	扱仕入方役所	9か所	異国船□時	163本
式夫米	264.7258	遠見番所	3か所	組合印	
				異国船□時	297人
口役米	172.0718	高札場	13か所	鉄炮打	
糠藁代米	25.2492	牢屋	3か所	異国船□時	2965人
加子米	586.850	留山	11か所	詰人足	
職人役米	47.700	御用木	824本	穢多	41軒
竹年貢銀	136匁7分2厘				

尾川区有文書「元文三年奥熊野御蔵領大指出帳扣」による。
単位がない数量の単位は石。

古荒高四石余、毛付高は三三石八升二合、三町三反八畝であった。新田畑として田方を中心に五石五斗四升四合、七反九畝二七歩が開かれた。家数四四軒、人数二一人、牛二五疋、農業以外の稼ぎはなく材木の伐採を少し行っていた。

粉所村は、村高一〇石七斗一升五合、面積九町九反五畝、田方八五石八斗九升八合、六町七反一八歩、古荒高一六石余、毛付高六九石三斗六升二合、五町二反八畝一〇歩であり、畑方は二四石八斗一升七合、三町二反四畝一二歩、古荒高が四石余あるため毛付高二〇石七斗一升六合、二町六反一七歩となった。そのほかに新田として四石余が高入された。家数二三軒、人数一〇五人、牛数九疋、稼ぎは尾川村同様、森林伐採作業を少し行ったとある。

第二章 熊野地域の年貢賦課と動向

1 年貢割付

この章では、紀州藩本藩領の年貢徴租法や動向について検討を行う。本藩領支配の南牟婁郡にある山村集落であった尾川村の年貢動向を村に残された年貢割付状（以下、割付状とする）⁽²⁵⁾ から分析する。尾川村の最古の割付状は正保二（一六四五）年のもので、次のとおりである。

〔史料一〕

尾川村酉ノ年免定之事

一高三百拾七石九斗九升八合

田畑

西五ツ四分 此取百七拾壺石七斗壺升九合

内

拾石六斗四升九合

内 三石五斗六升三合田方
七石八升六合 畑方

古荒年々荒

式石式斗三升

田方酉ノ見捨

式百六拾石六斗式升五合

内 九石六斗
拾壺石四斗式升四合

茶高田方
屋敷田方

域での徴租法が詳細に解明されている一方、牟婁郡地域の年貢研究は三重大学や自治体史等での若干の例はあるが、新宮領を除き相対的に少ない⁽¹⁴⁾。また、徴租法についての成立年代にも誤りが見られるなど修正を行う必要がある⁽¹⁵⁾。さらに個別村落内での割付と村請制の関係性も徴租法や負担と大いに関連していることから、あわせて検証する必要性を感じるが、地域特質が前面に押し出されて一般化されにくいために、研究そのものは少ない⁽¹⁶⁾。

本稿では、このような課題を念頭に置き、紀州藩本藩領の牟婁郡熊野地域を事例に、年貢徴租法や動向、納入状況、村落負担などを検証すること、紀州藩の地域支配の様相の一端を明らかにしたい。

第一章 紀州藩領の支配形態

1 紀州藩の成立と領地支配

この章では、年貢徴収に際しての藩政の様相、紀州藩の支配形態を検討する⁽¹⁷⁾。御三家の一つである紀州藩は、元和五（一六一九）年徳川頼宣が入封し五万五千石を領有して成立した。その支配領域は紀伊国（約三七万石）と伊勢国（約一八万石）、大和国の一部にまたがっていた。支配にあたっては、本藩領・新宮領・田辺領・勢州領に分け、新宮・田辺領には徳川幕府より付けられた家老（安藤氏が田辺領、水野氏が新宮領）を配置し、地方知行制を行った⁽¹⁸⁾。そのため本藩領・勢州領は、藩直轄地・藩士知行地に分けられる。近世後期の紀州藩領全体の直轄地・知行地の割合は、知行地約二五万石、田辺領三万八千石、新宮領三万五千石、藩直轄地二万七千石であった。

本藩領の奥熊野地域（現三重県域）は藩直轄地として木本代官所を設置し、代官の下に大庄屋制を採用して、組単位での支配を行った⁽¹⁹⁾。熊野灘沿岸の紀州藩本藩領では、「地土」と呼ばれた郷士が浦組に配置され、

軍役の一端を担っていた⁽²⁰⁾。また、伊勢国（勢州領）は「勢州三領」と呼ばれる松坂領（八万石）・田丸領（五万石）・白子領（五万石）に分割されていたが、それらは松坂城代に統括され、三領は人事交流も含めて本藩とのやりとりも盛んであった。支配機構は本藩領に類似し、大庄屋制を導入していた。本藩領同様「地土」と呼ばれた郷士が村落に居住していた。

以上のように、紀州藩の本藩・新宮領・田辺領・勢州三領支配の地域支配に関する様相は、本藩・三領の区別や直轄地と藩士知行地の棲み分けがあったが、在地支配には地土と呼ばれた中間層に軍役の一翼を担わせ、大庄屋を任命し、地域行政の一翼を担わせるなど藩としての本藩・勢州三領の統一化が見られる。

正保二（一六四五）年、延宝五（一六七七）年には、それぞれ「定書」⁽²¹⁾を發布したが、これは紀州藩の農村に関する基本的な法令ともいえるべきもので、幕末維新期までこの効力を発揮した。

2 分析対象地域の概況

まず熊野地域の様相を把握しておく（表1）。元文三（一七三八）年当時の状況を記した「奥熊野御蔵領大指出帳扣」⁽²²⁾によると、奥熊野の蔵入地は総計一万六七九一石余、田方一万二千石余、畑方四六〇〇石余で、入鹿組・本宮組・北山組・木本組・尾鷲組・相賀組・長嶋組の七組で構成されていた。その田畑面積は一三六七町余、田方が八九五町余、畑方が四七一町余である。ただし、田方畑方とも永荒地・洪水荒地・地震荒地などの耕作不能地、田方には屋敷地・茶・漆・桑・楮作付地があるために、実際の耕作地石高（毛付高）は、田方九一四一石余、畑方三八五〇石余であった。これら本田畑のほかに新田畑が開発され高入が行われている。付加税としての二夫米・役米・糠藁代米・水主米・職人役米・竹年貢なども課さ